イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成24年度又は25年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。

⑼　平成24年度又は25年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者で平成24年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成24年度又は25年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」課程を修了した者で平成24年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成24年度又は25年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写し及び平成24年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑽　平成24年度、25年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」及び「国内旅行実務」修了者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成24年度、25年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」及び「国内旅行実務」修了者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成24年度、25年度総合旅行業務取扱管理者研修のいずれか又は両方の修了証書の写しを添付すること。

⑾　国内旅行業務取扱管理者有資格者で、平成24年度又は25年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者

ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者で、一般社団法人日本旅行業協会が平成24年度又は25年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者は、４に掲げる試験科目のうち、⑴、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験若しくは国内旅行業務取扱管理者試験の合格証の写し及び平成24年度又は25年度の総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。

７．受験願書及び試験施行要領の配布　受験願書用紙及び試験施行要領は、一般社団法人日本旅行業協会本部及び地方事務局で配布する。また、一般社団法人日本旅行業協会ホームページからダウンロードして入手することもできる。

なお、郵送により受験願書等を求める場合は、宛先を明記のうえ、90円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封すること。

８．合格者の発表　合格者の発表は、平成25年11月22日（金）（予定）に一般社団法人日本旅行業協会本部、地方事務局及び一般社団法人日本旅行業協会ホームページで行うとともに、受験者には文書で通知する。

９．合格証の交付　平成25年11月22日（金）（予定）に、全合格者に対して簡易書留郵便にて発送する。

10．試験事務の代行　この試験の事務は、旅行業法第25条の２第１項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。

名称　一般社団法人　日本旅行業協会
住所　東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
全日通霞が関ビル
試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ

公　告

謄　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成25年６月24日から３か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成25年７月３日

京都地方法務局長　吉岡　慶治

記

氏名　今川　友和
所属する司法書士会　京都司法書士会
登録番号　京都第1024号
事務所の所在地　京都府京都市上京区西船橋町338―111
違反行為　業務外行為等

勝瓜口土地改良区役員の退任及び就任の公告

栃木県及び茨城県の区域の一部を地区とし、栃木県真岡市に事務所を有する勝瓜口土地改良区から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成25年７月３日

関東農政局長　佐藤　和彦

１　退任

役職	氏名	住所
理事	直井　貴是	栃木県真岡市長田779番地
〃	仙波　茂	栃木県真岡市柳林87番地
〃	川又　健一	栃木県真岡市粕田389番地
〃	中野　務	栃木県真岡市中581番地１
〃	法師人　操	栃木県真岡市中1971番地
〃	大友　義夫	栃木県真岡市上大曽627番地
〃	野澤　光志	栃木県真岡市下大曽612番地
〃	櫻井　鍒司	茨城県筑西市柴山37番地
〃	谷部　碩治	茨城県筑西市口戸２番地３
監事	小川　孝	栃木県真岡市長田320番地２
〃	野口　晃一	栃木県真岡市境889番地
〃	坂入　孝	茨城県筑西市林76番地

２　就任

役職	氏名	住所
理事	直井　貴是	栃木県真岡市長田779番地
〃	篠﨑　佳男	栃木県真岡市上大沼379番地
〃	川又　健一	栃木県真岡市粕田389番地
〃	中野　務	栃木県真岡市中581番地１
〃	石和　弘一	栃木県真岡市寺内10番地１
〃	小林　文夫	栃木県真岡市下大曽645番地
〃	苅田　宏之	栃木県真岡市長島212番地
〃	櫻井　鍒司	茨城県筑西市柴山37番地
〃	和泉田　建	茨城県筑西市石塔377番地
監事	小川　孝	栃木県真岡市長田320番地２
〃	野口　晃一	栃木県真岡市境889番地
〃	渡辺　寿雄	茨城県筑西市折本357番地

鬼怒川南部土地改良区連合役員の退任及び就任の公告

茨城県及び栃木県の区域の一部を地区とし、茨城県筑西市に事務所を有する鬼怒川南部土地改良区連合から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成25年７月３日

関東農政局長　佐藤　和彦

１　退任

役職	氏名	住所
理事	上野　武夫	栃木県小山市大字高椅1242番地

２　就任

役職	氏名	住所
理事	柿野谷進一	茨城県結城市大字上山川2584番地22
〃	渡辺　忠	栃木県小山市大字延島新田586番地
監事	小林　操	栃木県真岡市下大曽455番地
〃	古井　惟信	茨城県常総市羽生町194番地

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第１２０３号

事務所京都市中京区烏丸通三条下ル　大同生命京都ビル８階烏丸法律事務所
申立人　弁護士　八ツ元優子
本籍京都府宇治市六地藏札ノ辻町27番地、最後の住所京都府宇治市木幡正中35番地の23、死亡の場所京都府宇治市、死亡年月日平成23年10月14日、出生の場所福岡県遠賀郡底井野村、出生年月日昭和３年６月20日、職業無職
被相続人　亡　今井　亀二
催告期間満了日　平成26年１月20日

京都家庭裁判所